

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改
正する条例案要綱

1 改正の理由

自転車活用推進法（平成28年法律第113号）第10条第1項の規定に基づき、県が策定する自転車活用推進計画で位置付ける自転車通行空間の整備を推進するため、滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第68号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 自転車専用道路および自転車歩行者専用道路の幅員の基準について、次に掲げる場合にあっては、当該道路の幅員を縮小することとします。（第44条関係）
 - ア 自転車等の交通量その他の交通の状況を勘案して、自転車等の安全かつ円滑な通行に支障がない場合
 - イ トンネル、橋もしくは高架の道路である場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、自転車等の安全かつ円滑な通行のために必要な看板等の設置その他の措置を講ずるとき。
- (2) この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行後に新設し、または改築する県道（この条例の施行の際現に新設または改築の工事中の県道を除く。）について適用することとします。
- (3) その他必要な規定の整理を行うこととします。

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例新旧対照表

旧	新
<p>第1条から第42条まで 省略 (小区間改築の場合の特例)</p> <p>第43条 省略</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項および第3項、第12条第3項および第4項、第15条第2項および第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項<u>および第2項ならびに第45条第1項および第2項</u>の規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 (自転車専用道路および自転車歩行者専用道路)</p> <p>第44条 <u>自転車専用道路の幅員は3メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合には、2.5メートルまで縮小することができる。</u></p>	<p>第1条から第42条まで 省略 (小区間改築の場合の特例)</p> <p>第43条 省略</p> <p>2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第4条、第5条第4項から第6項まで、第6条、第7条第2項、第8条、第9条、第10条第3項、第11条第2項および第3項、第12条第3項および第4項、第15条第2項および第3項、第22条第1項、第24条第2項、第26条第3項、次条第1項<u>から第3項までならびに第45条第1項および第2項</u>の規定による基準を適用することが適当でないと認められるときは、これらの規定による基準によらないことができる。 (自転車専用道路および自転車歩行者専用道路)</p> <p>第44条 <u>自転車専用道路の幅員は3メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める幅員まで縮小することができる。</u></p> <p>(1) <u>自転車の交通量その他の交通の状況を勘案して、自転車の安全かつ円滑な通行に支障がない場合 2メートル</u></p> <p>(2) <u>トンネル、橋もしくは高架の道路である場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、自転車の安全かつ円滑な通行のために必要な看板等の設置その他の措置を講ずるとき。</u></p>

(新設)

2 自転車専用道路または自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3から5まで 省略

以下 省略

1.5メートル

2 自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める幅員まで縮小することができる。

(1) 自転車および歩行者の交通量その他の交通の状況を勘案して、自転車および歩行者の安全かつ円滑な通行に支障がない場合 3メートル

(2) トンネル、橋もしくは高架の道路である場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、自転車および歩行者の安全かつ円滑な通行のために必要な看板等の設置その他の措置を講ずるとき。 2メートル

3 自転車専用道路または自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員0.5メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。ただし、第1項ただし書または前項ただし書の規定の適用を受ける自転車専用道路および自転車歩行者専用道路については、この限りでない。

4から6まで 省略

以下 省略

議第 号

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例案
上記の議案を提出する。

年 月 日

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例の一部を改正する条例
滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例（平成24年滋賀県条例第
68号）の一部を次のように改正する。

第43条第2項中「および第2項ならびに」を「から第3項までならびに」に改める。

第44条第1項中「とし、自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上」を削り、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める幅員まで縮小することができる。

- (1) 自転車の交通量その他の交通の状況を勘案して、自転車の安全かつ円滑な通行に支障がない場合 2メートル
- (2) トンネル、橋もしくは高架の道路である場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、自転車の安全かつ円滑な通行のために必要な看板等の設置その他の措置を講ずるとき。 1.5メートル

第44条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項に次のただし書を加え、同項を同条第3項とする。

ただし、第1項ただし書または前項ただし書の規定の適用を受ける自転車専用道路および自転車歩行者専用道路については、この限りでない。

第44条第1項の次に次の1項を加える。

2 自転車歩行者専用道路の幅員は4メートル以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合にあっては、それぞれ当該各号に定める幅員まで縮小することができる。

- (1) 自転車および歩行者の交通量その他の交通の状況を勘案して、自転車および歩行者の安全かつ円滑な通行に支障がない場合 3メートル
- (2) トンネル、橋もしくは高架の道路である場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、自転車および歩行者の安全かつ円滑な通行のために必要な看板等の設置その他の措置を講ずるとき。 2メートル

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例の施行後に新設し、または改築する県道（この条例の施行の際現に新設または改築の工事中の県道を除く。）について適用する。

「滋賀県道路法に基づく県道の構造に関する技術的基準を定める条例」の一部を改正する条例案について（概要）

1 改正の概要

- 平成28年度に公布された自転車活用推進法の第10条に基づき、今年度、県が策定する自転車活用推進計画で位置づける「ビワイチ」をはじめとする自転車通行空間の整備を促進するため、現在の条例の一部を改正しようとするもの。
- 「ビワイチ」利用者の多くは一部の区間において自転車歩行者道を利用しているが、自転車歩行者道を自転車が通行する際には徐行義務があり、サイクリングコースとしては不向きである。
- 一方、道路法に基づく自転車専用道路や自転車歩行者専用道路はサイクリングロードも想定したものであり、「ビワイチ」コースにおいて、これら専用道路の整備や指定を進めるべく、当該道路に係る基準を変更するため、条例の一部を改正するもの。

2 改正の内容

- 自転車専用道路および自転車歩行者専用道路の幅員の基準について、次に掲げる場合にあっては、当該道路の幅員を縮小できることとするもの。
 - ア 自転車等の交通量その他の交通の状況を勘案して、自転車等の安全かつ円滑な通行に支障がない場合。
 - イ トンネル、橋もしくは高架の道路である場合または地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合において、自転車等の安全かつ円滑な通行のために必要な看板等の設置その他の措置を講ずるとき。

【参考】条例における自転車専用道路等に関する規定改正について

